

【郵送】戸籍謄抄本・附票・身分証明書等請求書

おおい町長様

年 月 日

請求者	フリガナ 住所 都道府県 市町村	電話番号(※必須)
氏名	(※)あなたと證明して 欲しい方とのご関係 (いすれかに○) その他()	祖父母・父母・本人・夫妻・子・孫

※戸籍法第百二十二条の正二の手段により交付を受けたときは過料に処せられます。	あなたが必要とする戸籍	本籍 福井県 大飯郡 おおい町 第 号 番地	
	氏名	フリガナ 筆頭者	フリガナ
請求理由 具体的に書いてください。(○○市役所に婚姻届出の為、戸籍謄本1通。等)			
提出先:			
最近1か月以内に戸籍の届出をされた方はご記入ください。	出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・その他()	月 日	市・区・町・村に届出
抄本の場合、必要な方の氏名を必ず記入して下さい。	フリガナ	フリガナ	

全部事項証明書(謄本) 戸籍 450円	通	身分証明書 200円 ※この証明書は本人請求以外の時は、本人が作成した委任状が必要です。	通
全部事項証明書(謄本) 除籍 750円	通	受理証明書 350円 年 月 日【届】	通
個人事項証明書(抄本) 個人事項証明書(抄本)	通	届書の記載事項証明書 350円 年 月 日【届】	通
平成/改製原戸籍 謄本・抄本 750円	通	戸籍の記載事項証明書 350円	通
附票の写し 全部 平成 改 製 原 附 票 200円	通	不在籍証明書 350円 その他の証明書()	通

※職員確認欄※

作成	切手 円 為替 円	確認

○ご注意下さい○

1. 【本籍】は、住民票などを参考にして、正しくご記入下さい。

2. 【筆頭者】について

戸籍の「筆頭者」とは、戸籍の先頭に書かれている人です。

☆現在の戸籍は、家族単位(夫婦と子供)で作成されます。祖父母・孫など3代にまたがって作られることはありません。

☆子供が婚姻・分籍すると新しい戸籍が編製されますのでご注意下さい。

3. 【謄本】・【抄本】の違いについて

【謄本】とは、戸籍簿に記載されている全員の写しのことです。

【抄本】とは、謄本の記載事項の内の一一部の方のみの写しのことです。

※抄本をご請求の方は、必要な方の氏名を正しくご記入下さい。

4. 戸籍関係証明書の請求について

戸籍関係証明書は、戸籍に記載されている者または直系の尊属(父母・祖父母等)、卑属(子・孫等)・弁護士・司法(行政)書士などが請求できます。しかし、法律で定められた資格を持たない方が請求する場合は、本人作成の委任状又は利害関係人である事を証明する資料(契約書・借用書など)のコピーが必要です。

5. 【身分証明書】の請求について

身分証明書を、本人以外が請求する場合、本人作成の委任状が必要です。

6. 【手数料】は、郵便局で必ず定額小為替にして送付してください。

定額小為替以外は受け付けられません。

請求される各市区町村によっては、一部証明の手数料が異なる場合があります。あらかじめご確認下さい。

用意するもの

1. この請求書
2. 手数料分の定額小為替(郵便局で販売)
3. *本人確認書類(請求者のもの)
4. 返信用の封筒(宛名を書いて切手を貼ったもの)
5. 送付用の封筒
6. 委任状(必要な場合)

*本人確認書類について
運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カードのコピーを同封してください。(どれもお持ちでない場合はご相談ください)

お問い合わせ先

おおい町役場

住所:〒919-2111
福井県大飯郡おおい町
本郷 136-1-1

TEL: 0770-77-4053

担当: 住民窓口課

※以上を送付用封筒に同封して、おおい町役場住民窓口課宛てに郵送してください。

※不明な点など、電話で確認することができますので、電話番号は必ずご記入下さい。

※おおい町に保管のある戸籍で請求者様と必要な方との関係性が確認できない場合、関係性のわかる書類(戸籍など)を提出してください。